

農地法第4条・第5条申請添付書類

令和7年4月18日より適用

◎一般的な申請に必要な添付書類ですので、申請内容により下記必要書類のほか添付していただくことがあります。

・許可申請書様式は小美玉市農業委員会事務局ホームページからダウンロード可能 ・提出書類は1部提出してください。

【受付期間】毎月18日から25日（最終日が閉庁日の場合は、前開庁日まで）㊤12月は受付期間が異なる場合あり

※申請書類が受付終了の時点で不備な場合は、次月の申請になります。

【総会】毎月10日前後（転用面積が3,000㎡を超える案件は、16日前後の茨城県の常設審議委員会で諮問された後、許可となります。）

☆共通

（○：必要、△：場合によっては必要、－：不要）

チ エ ック	提出書類	自己 住宅 (一)	集 合 住 宅 (二)	農 家 住 宅 ・ 農 業 用 施 設 (三)	事 務 所 ・ 店 舗 等 (四)	資 材 置 場 ・ 駐 車 場 等 (五)	建 充 分 譲 ・ 宅 地 分 譲 地 (六)	通 路 ・ 敷 地 の 拡 張 (七)	再 エ ネ 発 電 施 設 (八)	備 考
1	申請地の登記事項証明書 (全部事項証明書) ※1				○					・申請日前3ヶ月以内に発行された原本（写し不可） ※インターネット上の「登記情報提供サービス」の画面印刷したものは、不可
2	申請地の公図の写し				○					・地番図（小美玉市役所庁内税務課で発行）でも可 ・1/500程度 ・申請地と隣接地の地番・地目・面積・所有者・耕作者等を記載したもので、 事業地域がわかるよう色枠で表示
3	配置図または 土地利用計画図 ※2				○					・建物または施設の位置・種類・規模・隣接境界・施設間の距離・道路幅員・ 取水・雨水・雑排水・汚水の給排水計画・放流先を明示したもの ・資材置場については、資材の種類・位置・数量を明示したもの ・処理については、申請書にも詳しく記載する ・農地以外の土地（山林や雑種地や宅地等）もあわせて利用する場合、 その土地を含めた全体の配置図または土地利用計画図が必要
4	案内図				○					・1/2,000程度で周辺500mの範囲の状況がわかるものとし、申請地を表示 ・住宅地図可（縮尺を明示すること）
5	申請地の売買契約書、 使用（賃）貸借契約書の 写し				○					・5条申請の場合に必要 ・贈与の場合は、贈与されたことが確認できる書面を添付
6	造成・建築等に要する 費用の見積書				○					・申請日前3ヶ月以内に発行された原本（写しの場合は、原本証明を付すること） ・見積もりの有効期限が切れていないこと 《記載例：この見積書の写しは、原本と相違ないことを証明する。令和 年 月 日㊤》
7	転用計画に要する 資金証明				○					・申請日前3ヶ月以内に発行された原本（写しの場合は、原本証明を付すること） ・預貯金残高証明書・融資（見込み）証明書・金銭貸与証明書等 ※夫婦間で融資をする場合はそれを証明できるもの（契約書等） ・事業資金を預けた預貯金口座の通帳の写し等でも可とし、その場合、通帳等の 表紙及び記帳のある最終ページの写しに、申請者本人の原本証明を付したものであること 《記載例：この預貯金口座の写しは、原本と相違ないことを証明する。令和 年 月 日㊤》
8	事業計画書				○					・事業が必要になった理由を詳細に記入 ・様式は小美玉市農業委員会事務局ホームページからダウンロード可能 ・第1種農地、第2種農地に該当する農地を転用する場合、候補地は2ヶ所 記載すること
9	埋蔵文化財の照会申請書				○					・詳細は生涯学習課生涯学習センターへ (小美玉市高崎291-3) TEL：0299-26-9111 ・受付印のあるものの写し、文化財区域内の場合は回答書の写し
10	建物の平面図		○ (一)~(四)					—		・間取り等のわかるもの ・200分の1~300分の1程度で作成
11	土地改良区の 意見書の写し							△		・受益地に入っている場合に必要 ・受益地に入っているか必ず土地改良区へ確認すること ① 石岡台地土地改良区 TEL：0299-22-2010 ② 玉里土地改良区 TEL：0299-58-4847
12	申請人（譲渡人、譲受 人）の住民票抄本							△		・申請人（譲渡人、譲受人）の住所が小美玉市以外の場合に必要 ・法人での申請の場合は不要 ・申請日前3ヶ月以内に発行された原本（写し不可）
13	地積測量図							△		・一筆の一部を転用するとき必要 ・図一枚中に筆全体と転用区域、求積図（座表図）を明示すること
14	定款・法人登記事項証明 書・事業概要書	—						△ (二)~(八)		・法人の場合に必要 ・申請日前3ヶ月以内に発行された原本（写し不可） ・事業概要書は、会社パンフレットでも可
15	委任状							△		・代理申請の場合に必要 ・様式は小美玉市農業委員会事務局ホームページからダウンロード可能 ・代理人が、法人の場合は、法人名および担当者名を記載

☆共通

(○：必要、△：場合によっては必要、－：不要)

チ エ ック	提出書類	自己 住宅	集 合 住 宅	農 家 住 宅 ・ 農 業 用 施 設	事 務 所 ・ 店 舗 等	資 材 置 場 ・ 駐 車 場 等	建 売 分 譲 ・ 宅 地 分 譲 地	通 路 ・ 敷 地 の 拡 張	再 エ ネ 発 電 施 設	備考
16	都市計画法による開発許可または建築許可のあるものは許可申請書の写し	－			△ (二)~(八)					・1,000㎡以上3,000㎡未満の開発の場合には、都市整備課より発行された、事前協議の写しを添付 ・3,000㎡を超える開発の場合には、都市整備課へ本申請の写しを添付
17	農地復元工事工程表	－			△ (四)~(七)					・一時転用の場合に必要
18	農業振興地域整備計画変更手続き完了の通知書または除外見込み通知書				△					・農振農用地の除外をした場合に必要 ・見込み通知書でも申請は可能ですが、許可証の発行は手続き完了の通知書が発行されてからとなります。
19	土地の埋め立て等の規制に対する許可申請書の写し、または意見書等の写し				△					・土地の埋め立てをする場合に必要 ・詳細は環境課へ ・許可申請書に受付印のあるものの写し（転用許可後に許可証の写しを提出）

☆用途により必要な書類

20	経済産業省の再生可能エネルギー発電整備の認定書				－				△ (八)	・太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの場合に必要な (太陽光発電等の再生可能エネルギーの固定買取価格 (FIT) で発電する場合)
21	電力会社からの接続検討の回答書 (託送供給の承諾のお知らせを添付)				－				○ (八)	・太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの場合に必要な ・すでに発電設備の認定や接続検討の回答書があり、内容を変更する場合には、変更前のものと変更申請中であることが分かる書類を添付 ※近年電力会社からの接続検討の回答書があっても託送供給の承諾が遅れ、事業の中止や延期する事案が増えているため、申請時には「託送供給の承諾のお知らせ」の提出もお願いいたします。
22	太陽光発電施設に係る隣接農地所有者への説明状況に関する確約書				－				○ (八)	・太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの場合に必要な ・様式は小美玉市農業委員会事務局ホームページからダウンロード可能 ・近隣農地所有者へ説明した日にちと農地所有者のお名前を、この書類の余白、もしくは事業計画書の「隣接農地の所有者・耕作者への説明状況」の欄へ記載をお願いいたします。
23	再生可能エネルギー発電設備の仕様書				－				○ (八)	・再生可能エネルギー発電設備の構造・形状のわかるもの
24	事業経歴書				－	○ (五)(六)			－	・建売分譲住宅・分譲住宅・資材置場・駐車場等の申請の場合に必要な ・様式は小美玉市農業委員会事務局ホームページからダウンロード可能
25	数量(品目・台数)算定根拠説明書				－	○ (五)			－	・資材置場・駐車場等(駐車スペースを伴う事業で20台以上スペースを設ける場合)に必要な
26	需要説明書				－	○ (五)			－	・貸駐車場の場合に必要 ・周辺住民・企業側の要望の場合はその要望書、不特定多数の者が対象の場合は、事業者側からみた需要見込みを説明した書面
27	農業を営む者の証明				○ (三)				－	・農家住宅、農業用施設の場合に必要な
28	取得を証明する書面または免許証等の写し				－	△ (四)~(六)			－	・事業運営に必要なとなる免許、資格等を必要とする場合

※1 【登記事項証明書の、記載住所と現住所が異なる場合】住民票または附表
【登記名義人が死亡している場合】未相続地は原則的に受付しませんが、①相続関係図 ②戸籍・除籍謄本 ③遺産分割協議書又は推定相続人全員の判を押しての申請(同意書等の相続関係が確認できる書面)の方法で提出することができます。

※2 【転用予定地内に道路・水路がある場合】措置を明らかにした書面(廃止または付け替えの許可または申請の写し)
土地取得にあつては、許可または許可権者の受理がなされた書面の写しを添付

【すでに着工してしまった場合】「始末書」添付が必要となります。・始末書には、現況写真を添付すること
・過去の申請時に始末書添付で申請があった場合は、農地に復旧してから申請すること

【転用面積の制限】 ・自己住宅500㎡以下 ・農家住宅 1,000㎡以下となります。

・申請書の記載内容と添付書類の記載内容が整合性の取れるようにしてください。
・申請書類や添付書類に不備がある場合には次回申請になりますので、可能な限り早めの提出にご協力をお願いいたします。

【不足の添付書類の提出方法】

以下のいずれかの方法で提出願います。ただし、原本の提出が必要な場合は、郵送か窓口へ直接提出願います。

①FAXによる提出 FAX番号：0299-48-1199 農業委員会事務局宛へ送信願います。

②メールによる提出 nogyo@city.omitama.lg.jp へ送信願います。

令和7年4月18日より適用

申請受理後に申請地の現地調査を行います。転用範囲が判るように杭・仮杭等を設置してください。

転用許可前に申請地の現状を変更したり、工作物を事前着工するのは、法律違反になります。